【論文】

顧炎武の考拠と経世
―『日知録』「郡県」条をてがかりに―

渡邉　大

顧炎武は、明末の学風を、空疎不学、空疎無用なものとして批判し、経世致用のための実学を標榜した。それは、本来、現実社会への関心のもと、経史を渉猟することで、諸制度の源流・沿革を明らかにし、その知見を実際の政治に活かそうと企図するものであった。しかし、その一方で、古に鑑みるという姿勢から、正名、復礼といった復古的主張をともなうこととなった。また、顧炎武の学問の特徴である、博学かつ実証主義的な手法は、必然的に対象の拡大や精度の向上を目指すものとなるため、後の考証学評価へと繋がっていくような、考拠のための考拠へと向かう傾向が当初から胚胎されていた。

キーワード：顧炎武　日知録　考拠　経世致用　郡県論

一、はじめに

顧炎武（一六一三～一六八二）の考拠は、その経世意識とどのように結びついていたのだろうか。本稿では、顧炎武の経世上の主張を著した「郡県論」と『日知録』「郡県」条をてがかりにそのことを考えてみたい。

顧炎武が、学問の目的を経世致用においていたのはいわば周知の事柄に属す[一]。例えば、梁啓超は、顧炎武を清代思潮の啓蒙派に位置づけて、「通経致用（経学をマスターして実践に役立たせる）の観念を抱いて、好んで

ことがらの成敗得失、現代政治の諸問題を語った。」（小野和子訳注『清代学術概論』、平凡社、一九七四年）と述べているし、山井湧は、「彼の主張する学問の中心は、経世の実学としての経史の学という一点に集約される。」（『明清思想史の研究』、東京大学出版会、一九八〇年）と顧炎武の学問観を概括し（実践派、技術派、経史学派の下位区分を設けた上で）経史学派に分類している。このような見立てが肯綮に中るものであることはいうまでもなく、顧炎武の文章にはその種の発言が満ちてはいる[二]。しかし、例えば、「與人書二十五」（『亭林文集』巻四）に、「君子之爲學、以明道也、以救世也。徒以詩文而已、所謂雕蟲篆刻、亦何益哉。（君子が学問をするのは、それによって道を明らかにするためであり、世を救うためである。徒に詩文のみをもってするのは、所謂雕蟲篆刻の類であり、何の益があろうか。）」とあるその直後に、「某自五十以後篤志經史。其於音學深有所得、今爲『五書』以續三百篇以來久絶之傳、而別著『日知録』、上篇經術、中篇治道、下篇博聞、共三十餘卷。有王者起、將以見諸行事、以躋斯世於治古之隆、而未敢爲今人道也。（私は五十歳以後、ひたすら経史に志した。音学については深く得るところがあり、『音学五書』を著して三百篇以来途絶えていた伝統を継承し、別にまた『日知録』を著して、上篇は経術、中篇は治道、下篇は博聞、計三十数巻になった。もし王者が現れたなら、それらを現実のものとし、この世を古の治世、隆盛へと導くであろう。）」と続いているのをみれば、そこに違和感を禁じ得ないのもまた事実である[三]。それは、顧炎武が「以て道を明らめ、以て世を救う」ために著したという『音学五書』や『日知録』と、「経世致用」との間に懸隔を感じずにはいられないからである。実際、『四庫全書総目提要』は、『日知録』の提要において次のように述べている。

是書前有自記稱「自少讀書有所得輒記之、其有不合時復改定、或古人先我而有者則遂削之、積三十餘年乃成一編」。蓋其一生精力所注也。……炎武學有本原、博贍而能通貫、每一事必詳其始末、參以證佐而後筆之於書、故引據浩繁而牴牾者少。……惟炎武生於明末、喜談經世之務、激於時事、慨然以復古爲志、其説或迂而難行或愎而過鋭、觀所作「音學五書後序」、至謂聖人復起、必舉今日之音而還之淳古、是豈可行之事乎。潘耒作是書序乃盛稱其經濟而以考

據精詳爲末務殆非篤論矣。

（本書〔日知録〕冒頭に置かれている自記によれば、「私は年少の頃から何か得ることがある度にそれを書き留めておき、間違いがあれば改定を加えた。また、古人が私に先んじているものがあれば削ってしまい、三十数年でようやく一編をなした。」とあり、その一生の精力を注いだものであろう。……顧炎武の学には根柢があり、博識かつ通貫、あらゆる事柄について、必ずその淵源と沿革とを詳らかにし、証拠を参照してからようやく筆を執ったため、引証は広範であり、矛盾は少ない。……ただ、顧炎武は明末に生まれ、好んで経世の務めについて語り、時事に憤激し、慨然として復古をもって志としたため、その説のあるものは迂遠で実行しがたく、またあるものは愎戻で過激にすぎる。その「音学五書後序」を観るに、聖人がふたたび現れれば、きっと今日の音韻を淳淳たる古音に戻すであろうとまでいっているが、どうしてそんなことができようか。潘耒は、本書〔日知録〕に序を著して、経世済民上の意義を盛んに称え、考拠の精確さ詳細さについては瑣末のことに過ぎないとしているがとても堅実な議論とは思えない。）

『日知録』を子部・雑家類・雑考之属に配していること自体が四庫館臣のある種の姿勢を示しているように[四]、提要におけるこのような評価は、総纂官である紀昀（一七二四～一八〇五）に代表される当時の学風によるところが多分にあることは踏まえておかねばならないが、四庫提要は、『日知録』を資料博捜・条理貫通という点で評価する一方で[五]、その説は迂遠かつ過激で従い難いと断じ、経世致用における意義を高唱する潘耒の発言[六]をわざわざ引用した上で完全に否定している。これについて、山井湧は、「この書に対する評価の甚だしいくいちがいは、両者の時代（考証学草創期と全盛期）の学問観の相違を端的に物語っている。そして少なくとも顧炎武の時期の學問には、考証学的な要素はあっても、あくまでもそれは従であって主ではなかった。主たるものは、やはり経世致用の学という点にあったと言わざるを得ない。……明学（直接には明末の学問）を否定して生まれたのは、経世致用の学であって、考証学ではなかった。考証学は、経世致用の学の裏に、あるいはその一部に、その一要素として存したもので、このひとつの要素が後に母胎を奪って大きく発展していったのだと考えられる。」と述べている。

顧炎武の学問の中で考拠と経世がいかに関わっていたのかを考えることは、顧炎武個人の思想だけでなく、明清思想史においても意味があろう。本稿を草する所以である。

二、「郡県論」と『日知録』「郡県」条

顧炎武の郡県論九篇は、銭糧論二篇、生員論三篇、軍制論、形勢論、田功論、銭法論とともに、『亭林文集』（顧炎武の死後、潘耒によってまとめられた）に収められている。長澤規矩也「顧亭林の著書に就いて」（『長澤規矩也著作集』第一巻、汲古書院、一九八二年）は、『亭林文集』六巻について、「亭林嘗て曰く、凡文之不關於六經之指、當世之務者、一切不爲、と、故に集中に収むる所に郡縣論九篇、錢糧論二篇、生員論三篇、軍制論、形勢論、田功論、錢法論あり、皆有用の文なり。書序は多く書を作る意を記し、尺牘には其中に學を論ずること屢なり。以て顧氏の學を窺ふに足り、日知録と相表裏す。」と述べている。七論のうち、巻六補遺に収められる軍制論以下四篇には「乙酉歳（一六四五）作」との注記が附され、四篇が故国瓦解を契機として書かれたものであることを示している[七]。巻一収載の三論は、銭糧論が康熙年間のものというほか、具体的な著述年代は明らかではないが、いずれにしても顧炎武の経世的関心が奈辺に存したかがこれらの標題にも端的に現われていよう。

本稿ではそのうちの郡県論九篇を取りあげる。郡県・封建の問題は、旧中国における、政治上、思想上の大きな話題のひとつであり、明末清初はその最もさかんな時期であった[八]。この問題が、明清の鼎革を目の当たりにし、一時は自らも反清活動に身を投じた顧炎武にとって、統治体制としてはもちろん、軍事、財政という点からもきわめて重要な「当世の務」と意識されていたということはいうまでもない。まずは、先行研究によりつつ、顧炎武の郡県論の要旨をまとめてみよう[九]。

顧炎武の郡県論をひとことであらわすのが、「封建の意を郡縣の中に寓する（寓封建之意於郡縣之中）」である。顧炎武は封建制から郡県制への変化を歴史的必然と捉え、封建制にもどすことは不可能であると考えていた。

その一方で、かつての封建制がそうであったように、郡県制の制度疲労が極みに達している現在、それを解決するためには封建制の長所を取り入れ、郡県制の欠点を補う必要があると主張したのである。封建制の弊害が諸侯による分権にあるのに対し、郡県制の弊害は皇帝による専権にあると顧炎武は主張する（封建之失、其専在下、郡縣之失、其専在上）。顧炎武によれば、当時は、過度な中央集権体制のため、法令・文書・監察が煩瑣を極め、地方行政に支障を来たしており、地方官は過誤を督責されないように汲々とするばかりでひたすら転任を待ち望み、民政に力を注ぐものはなく、国力は日ごとに衰えるばかりであった。これを解決するためには、監察体制を簡素化し、地方官の地位・待遇を高め、出身地における任用や世襲を認め、また、一定の範囲で人事権を与えるなど統治上の権限を広げることで、民政は実効的になり、軍事上も財政上も安定・成長が見込めるというのがその郡県論の要点である。当時、地方官については、出身地への任用を避ける回避制や在任期間三年を上限とする不久任制などが行われてたが、顧炎武はこれらがかえって胥吏による専横を生み、地方行政を空洞化させ、国力の弱体化を招くと主張している。ここには、郷紳階層的立場、また、私欲の肯定、民族主義的な夏夷論など、政治史上、思想史上、注目すべき点がいくつもあるが、ここでは、顧炎武が当世の務に対し、きわめて具体的な方策を提出していたということを確認するにとどめておき、「漢代以降の人はみな、秦は郡県制を採用したために最終的に孤立して滅亡してしまったといい、秦が封建制を採用してもしなくても滅亡していたということが分からないでいる。封建制の廃頽は周の衰退とともにおこったのであり、秦から始まったのではない。封建制の廃頽には長い年月がかかっているのだ。（蓋自漢以下之人、莫不謂秦以孤立而亡、不知秦之亡、不封建亡、封建亦亡。而封建之廢、固自周衰之日而不自於秦也。封建之廢、非一日之故也。）」（郡県論一）という表現に注目し、顧炎武の考拠との関連について考えてみたい。

以下に引くのは、三十二巻本『日知録』の第二十二巻に収められた「郡県」と題する一条である。

『漢書』地理志言：「秦并兼四海、以爲周制微弱、終爲諸侯所喪、故不立尺土之封、分天下爲郡縣、盪滅前聖之苗裔、靡有孑遺」。後之文人祖述其說、以爲廢封建立郡縣、皆始皇之所爲也。以余觀之殆不然。

『左傳』僖公三十三年：「晉襄公以再命命先茅之縣賞胥臣」、宣公十一年：「楚子縣陳」、十二年：鄭伯逆楚子之辭曰：「使改事君夷于九縣」〔原注：注楚滅諸小國爲九縣〕、十五年：「晉侯賞士伯以瓜衍之縣」、成公六年：韓獻子曰：「成師以出而敗楚之二縣」、襄公二十六年：蔡聲子曰：「晉人將與之縣以比叔向」、三十年：「絳縣人或年長矣」、昭公三年：二宣子曰：「晉之別縣不惟州」、五年：蔿啓彊曰：「韓賦七邑皆成縣也」〔原注：注成縣賦百乘也〕、又曰：「因其十家九縣、其餘四十縣」。十年：叔向曰：「陳人聽命而遂縣之」、二十八年：「晉分祁氏之田以爲七縣、分羊舌氏之田以爲三縣」、哀公十七年：子穀曰：「彭仲爽申俘也。文王以爲令尹實縣申息」。『晏子春秋』：「昔我先君桓公予管仲狐與穀其縣十七」。『說苑』：「景公令吏致千家之縣一於晏子」。『戰國策』：「智過言於智伯曰破趙則封二子者各萬家之縣一」。『史記』秦本紀：武公十年：「伐邽冀戎初縣之」、十一年：「初縣杜鄭」、吳世家：「王餘祭三年予慶封朱方之縣」、則當春秋之世滅人之國者、固已爲縣矣〔原注：按昭二十九年傳：蔡墨言劉累遷于魯縣、則夏后氏已有縣之名。『周禮』小司徒：「四甸爲縣」。遂人：「五鄙爲縣」。縣士注：「距王城三百里以外至四百里曰縣」。亦作賨。『國語』：「管子制齊三鄉爲賨。賨有賨帥、十賨爲屬、屬有大夫」。顏師古曰：「古書縣邑字皆作賨。以縣爲縣挂字、後人轉用爲州縣字。其縣挂之縣又加心以別之也」〕。

『史記』：「吳王發九郡兵伐齊」；「范蜎對楚王曰、楚南塞厲門而郡江東」；「甘茂謂秦王曰：宜陽大縣名曰縣、其實郡也」；「春申君言於楚王曰：淮北地邊齊其事急請以爲郡便」。匈奴傳言：「趙武靈王置雲中雁門代郡燕置上谷漁陽右北平遼西遼東郡以拒胡」、又言：「魏有河西上郡以與戎界邊」。則當七國之世而固已有郡矣〔原注：哀公二年傳：「趙簡子誓曰：克敵者上大夫受縣、下大夫受郡」。杜氏注引『周書』作雒篇：「千里百縣、縣有四郡」。古時縣大而郡小。『說文』：「周制：天子地方千里、分爲百縣。縣有四郡、至秦初置三十六郡以監其縣」。今按『史記』吳王及春申君之事則郡之統縣固不始於秦也〕。

呉起爲西河守、馮亭爲上黨守、李伯爲代郡守、西門豹爲鄴令、荀況爲蘭陵令。城渾説楚新城令、衛有蒲守、韓有南陽假守、魏有安邑令。蘇代曰：「請以三萬戸之都封太守千戸封縣令」〔原注：趙封馮亭亦云〕而齊威王朝諸縣令長七十二人。則六國之未入於秦而固已先爲守令長矣。故史言「樂毅下齊七十餘城、皆爲郡縣」而「齊湣王遺楚懐王書曰『四國爭事秦則楚爲郡縣矣』」、張儀説燕昭王曰：「今時趙之於秦猶郡縣也」。

安得謂至始皇而始罷侯、置守邪。傳稱禹會諸侯、執玉帛者萬國、至周武王僅千八百國。春秋時見於經傳者百四十餘國。又并而爲十二諸侯又并而爲七國。此固其勢之所必至。秦雖欲復古之制、一一而封之、亦有所不能。而謂罷侯置守之始於秦、則儒生不通古今之見也。

秦分天下爲三十六郡。其中西河・上郡則因魏之故、雲中・雁門・代郡則趙武靈王所置、上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡則燕所置。史記不志地理而見之於匈奴之傳。孟堅志皆謂之秦置者以漢之所承者秦不言魏趙燕爾。

秦始皇議封建、實無其本。假使用淳于越之言而行封建。其所封者不過如穰侯・涇陽・華陽・高陵君之屬而已。

豈有建國長世之理。

顧炎武は、『漢書』地理志の「秦が天下を統一した際、周は封建制によって衰微し、ついに諸侯によって滅ぼされてしまったものと考え、わずかの土地も封建することなく、全国を郡県に分かち、前世の聖人たちの末裔を根絶やしにし、その子孫を残そうとはしなかった。」という叙述をきっかけに、後世の文人がそれを祖述し、秦始皇が封建制を廃し郡県制を始めたという誤謬が通説となったとし、諸資料における郡・県に関する記述をひろく捜集し、それらが秦始皇以前にすでに存在していたということを明らかにしている。やや長くなるが、県についての部分の口語訳を以下に掲げよう。

『左伝』僖公三十三年には「晋の襄公は再命によって先茅の県を胥臣に与えた。」とあり、宣公

十一年には「楚子が陳を県とした。」とあり、同じく十二年には、鄭伯が楚子を迎えたそのことばに「あらためてあなたにつかえ、その九県と同等の扱いを受けてもよい。」とあり〔原注：注に、楚は諸小国を滅ぼし九県とした、とある〕、同じく十五年に「晋侯は士伯に与えるのに瓜衍の県を以てした。」とあり、成公六年には、韓献子のことばとして「軍を編成して出征し楚の二県を破った。」とあり、襄公二十六年に、蔡声子のことばとして「晋人は彼に県を与えて叔向と同様の扱いをしようとしている。」とあり、同三十年に「絳県の人に年長のものがいた。」とあり、昭公三年に、二宣子の言として「晋が県をいくつかに分割したのは州の地だけではない。」とあり、同五年に、蘧啓彊のことばとして、「韓が賦税を課している七つの邑はどれも成県（大きな県）である。」〔原注：その注には、成県の賦税は百乗である、とする。〕とあり、またほかにも、「その十家九県によって」や「そのほかの四十県」などとある。また、同十年に、叔向の言として「陳人はその命にしたがってそのままこれを県とした。」とあり、同二十八年に「晋は祁氏の田土を分かって七県とし、羊舌氏の田土を分かって三県とした。」とある。哀公十七年に、子穀のことばとして、「彭仲爽はもともと申の俘虜であった。文王がかれを令尹にとりたてたおかげで申・息を県とすることができた。」とある。『晏子春秋』には「昔、我が先君である桓公は管仲に狐と穀の県十七を与えた。」とある。『説苑』には「景公は吏をつかって千家の県ひとつを晏子に与えさせた。」とある。『戦国策』には「智過は智伯に、『趙を破ればお二人にそれぞれ一万戸の県ひとつを差し上げましょう。』といった。」とある。『史記』秦本紀には、武公十年に「邽冀の異民族を征伐して初めてその地を県とした。」、十一年に「初めて杜鄭の地を県とした。」とある。呉世家には「呉王餘祭の三年、慶封に朱方の県を与えた。」とある。つまり春秋時代には、他国を滅ぼし県としたことが、すでにあったということである〔原注：おもうに昭公二十九年の伝に、蔡墨の言として、劉累は魯県にうつったという文言がみえており、これによれば夏后氏の世にすでに県という名称があったということになる。また、『周礼』小司徒には「四甸を県となす」とあ

り、遂人には「五鄙を県となす」とあり、縣士の注に「王城からの距離が三百里以上四百里までを県という。」とある。県の字はまた寰に作ることがある。『国語』に「管子は斉を治めるのに三郷を寰とした。寰には寰帥を置き、十寰を属とした、属には大夫を置いた。」とある。顔師古は次のように言う、「古書では県邑の字はすべて寰に作る。県は縣掛（かかる、従属する）という意味であるところから、後人が転用して州県の県の字として用いるようになったのである。そしてかかるという方の縣はさらに心を構成要素として加えて区別するようにしたのである。」と」。

ここで、顧炎武の地の文は、傍点を振った「則ち春秋の世に當たり人の國を滅ぼす者、固より已に縣と爲す」と「則ち夏后氏に已に縣の名有り」の部分のみである。

続いて郡についての口語訳を掲げよう。やはり顧炎武の地の文やそれに類する部分には傍点を振っておく。

『史記』には、「呉王は、九つの郡の兵を徴発して斉を攻撃した。」とあり、范蜎が楚王にこたえて「楚は南方の厲門をふさいで江東を郡とします。」といい、甘茂が秦王に「宜陽は大県でありまして名は県でありますが、その実態は郡であります。」といい、春申君が楚王に「淮北の地は斉国と境を接しております。これは非常に重大なことであります。どうか郡となし便宜をはかってください。」と進言している。匈奴伝には、「趙の武霊王が、雲中・雁門・代郡を置いた。」とあり、「燕は、上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡を置いてそれによって異民族に対抗した。」とあり、さらに「魏には河西・上郡があり異民族と境を接している。」とある。つまり戦国時代にはもうすでに郡があったということである。〔原注：哀公二年の伝に「趙簡子が誓詞をとなえ、敵を倒したもの、上大夫には県を褒美とし、下大夫には郡を褒美とする、と述べた。」とある。杜預注には『周書』作雒篇を引用して「千里を百縣となし、縣に四郡有り。」とあり、古くは県の方が大きく郡の方が小さかった。『説文』には、「周制では天子の地は千里四方、それを百県にわける。県には四郡を置いた。秦初になって三十六郡を置き、郡がそれぞれに属する県を監督することになった」とある。しかしいま考えるに『史記』の呉王や春申君

の記事からは郡が県を監督するのも秦に始まったものではない」。（史記や戦国策の記述によれば）呉起は西河の守となり、馮亭は上党の守となり、李伯は代郡の守となり、西門豹は鄴の令となり、荀況は蘭陵の令となった。城渾は楚の新城の令に説き、衛に蒲の守がおり、韓に南陽の仮守がおり、魏に安邑の令がいた。また、蘇代は「どうか三万戸の都市には太守を任命し、千戸のものには県令を任命してください。」といい（原注：趙が馮亭を封ずる際にまたおなじことばがみえている）。また「斉の威王は、諸々の県令長七十二人を会同した。」とある。つまり六国は秦に滅ぼされる前にすでに守令長という呼称を用いていたのである。だからこそ史記には、「楽毅は斉の七十数城を下しすべて郡県とした。」とあり、斉の湣王が楚の懐王に手紙を送って、「四国が争って秦につかえるようなことがあれば楚は秦の郡県となってしまうでしょう。」とあり、張儀が燕の昭王に説いて「今、趙は秦にとってまるで郡県のようなものでございます。」とあるのだ。

どうして秦始皇になって始めて諸侯を廃し、守を置いたということができようか。左伝（哀公七年）に「禹は諸侯を会同し、玉帛を執る者は万国を数えた。」と称するが、周の武王に至ればそれがわずかに千八百国になる。春秋時代で、経伝にみえるのは百四十数国であるが、それらが併呑しあい十二諸侯となり、さらには七国となるのである。これはもとより歴史の趨勢の必然としてこのようになったのである。たとえ秦が古の制度に戻そうと考え、兼併した国の土地を一々封建しようとしてもできたことではなかったのだ。だから封建諸侯を廃し、行政官を設置したのは秦に始まるなどというのは学者の歴史（の必然）に通じていないものの見解なのである。

秦は天下を分割して三十六郡とした。そのうちで、西河・上郡は魏の旧制度によったものである。雲中・雁門・代郡は趙の武霊王が置いたものであり、上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡は燕の置いたものである。これらのことは『史記』は地理志を作っていないので匈奴伝において記している。班固が地理志でこれらをすべて秦が置いたものであるというのは漢が承継したのは秦の制度であることから（そ

れらがもともと魏趙燕の置いたものであっても）魏趙燕とは言わないだけのことである。

秦始皇が封建制について議をもったのは実際には本心ではなく、かりそめに淳于越の建義によって封建を行っただけである。秦が封建したは穰侯・涇陽・華陽・高陵君などの者に過ぎない。

どこに国を建てそれをとこしなえに永らえさせることのできる公理などあろうものか。

この日知録「郡県」条からは、先にみた「郡県論一」の「蓋自漢以下之人、莫不謂秦以孤立而亡、不知秦之亡、不封建亡、封建亦亡。而封建之廢、固自周衰之日而不自於秦也。封建之廢、非一日之故也。」という顧炎武の発言が、こうした実証的な考拠に裏打ちされたものであるということを確かめることができよう。

この他にも顧炎武の「郡県論」を支える考拠は『日知録』の中には数多くみえている。もう一例を挙げれば、「郡県論二」の冒頭部分、「其の説に曰わく、知縣を改めて五品官と爲し、其の名を正して縣令と曰う」については、『日知録』の「知縣」「鄉亭之職」などの諸条の中に、その考拠を見出すことができる。特に注意しておきたいのは、その「郡県論二」において、顧炎武が、知県について、「その名を正して縣令という。」と述べている点である。（上述の『日知録』各条における）顧炎武の考証によれば、知県の呼称は、宋代の「権知某縣事」すなわち「かりに某県の事をつかさどる」に由来するものである。つまり、顧炎武は、臨時兼摂の官名である知県ではなく、先秦から用いられている由緒正しい県令という呼称をもちいなければならないと主張しているのである。このような復古的な姿勢は、先に見た『四庫全書総目提要』で、半ば揶揄、半ば批判の対象とされていたのであるが、次にこの顧炎武の復古的姿勢について考えてみよう。

三、顧炎武の学問論

顧炎武の学問観を最もよく説明しているのが次に引く「与友人論学書」（『顧亭林文集』巻三）である。

竊歎夫百餘年以來之爲學者、往往言心言性、而茫

乎不得其解也。命與仁、夫子之所罕言也。性與天道、子貢之所未得聞也。性命之理、著之易傳、未嘗數以語人。其答問士也、則曰「行己有恥」、其爲學、則曰「好古敏求」、其與門弟子言、舉堯舜相傳所謂危微精一之説一切不道、而但曰「允執其中、四海困窮、天祿永終」。嗚呼、聖人之所以爲學者、何其平易而可循也、故曰「下學而上達」。顔子之幾乎聖也、猶曰「博我以文」。其告哀公也、明善之功、先之以博學。自曾子而下、篤實無若子夏、而其言仁也、則曰「博學而篤志、切問而近思」。今之君子則不然、聚賓客門人之學者數十百人、「譬諸草木、區以別矣」、而一皆與之言心言性、舍多學而識、以求一貫之方、置四海之困窮不言、而終日講危微精一之説、是必其道之高於夫子、而其門弟子之賢於子貢、祧東魯而直接二帝之心傳者也。我弗敢知也。愚所謂聖人之道者如之何、曰「博學於文」、曰「行己有恥」。自一身以至於天下國家、皆學之事也。自子臣弟友以至出入・往來・辭受・取與之間、皆有恥之事也。……嗚呼、士而不先言恥、則爲無本之人、非好古而多聞、則爲空虚之學。

（ひそかに嘆じるのは、百年余年来の学問をおこなう者たちが、心や性を論ずるばかりで、茫乎としてその解を得ていないことである。命や仁は夫子もめったに口にされないものであった。性や天道は子貢も耳にすることがなかった。性命の理については、易伝に著すばかりで、そうそう人に語ることはなかった。士とは何かを尋ねられると、「自身の行動に恥を知るもの」とお答えになり、学問については、「古を好み努めてそれを求める」と仰り、門弟たちと話す際にも堯舜相伝の危微精一の説には一切触れず、ただ「誠実に中庸の道をとれ、四海が困窮すれば、天の幸いも永遠に絶えるであろう。」とのみ仰った。ああ、聖人の学問のありようはなんと平易で従いやすいものであろうか。だから、「低いところから学びはじめ高みへと到達する。」と仰ったのである。顔淵のようなほぼ聖人といってもよい存在ですら、まだ、「私をひろげるには文をもってしてくださる。」というのである。孔夫子は哀公に〔政事について尋ねられ〕善に明らかになる方法を説く際、博く学ぶことを真っ先に挙げられた。曾子以下、篤実であること子夏にかなう者はいないが、その子夏は、仁について、「博く学んで篤く志し、切実に問いを発し、身近から考える」と言っている。今の君子はそうではない。賓客や門人で学問をするものを数十人とあつめ、本来なら、「草木を植え

る際にも区画を分ける」はずであるのに、誰もが一緒になって心や性について語り合い、多く学んで識り、それによって一貫を求める道を棄て［一〇］四海困窮については語らず、終日、危微精一の説ばかり口にのぼせている。これはきっと彼らが自分たちの道は孔夫子よりも高く、その弟子たちは子貢よりも賢明であると考えて、東周魯国の孔夫子の教えは棚上げにし、堯舜二帝に相伝された心法に直に接しようとするものであろう。私はそんなことは知らない。私が考える聖人の道とはどんなものか、曰く「博く文に学ぶ」、曰く「己を行うに恥有り」である。一身から天下国家に至るまですべて学の事であり、子、臣、弟、友人としてどうあるべきかから、出入、交際、辞受、取与の間まですべて恥の事である。……ああ、士でありながら真っ先に恥を問題としないのであれば根本のない人間になるし、古を好み多くを聞かなければ、空虚な学問になってしまう。）

ここで顧炎武は、『論語』の文言をふんだんに引用しながら［一一］、孔子は「性命の理」については易伝に著したのみでほとんど話題にのぼせなかったこと、学問についてはただ「古を好み、敏めて以て之を求」めたこと、そのような態度は弟子たちについても同様であったと述べ、それに対して「今の君子」は、相手の程度や教える順序を考えずに、ひたすらに、心や性についてばかり述べ、ひろく学問をおさめ条理を求める途を棄てて、把握しがたい人心・道心の話ばかりをしていると明末の学風を批判している。「危微精一」の説とは、いうまでもなく、『尚書』大禹謨に、「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中。無稽之言勿聴、弗詢之謀勿庸。可愛非君、可畏非民、衆非元后何戴、后非衆罔與守邦。欽哉。愼乃有位、敬修其可願、四海困窮、天祿永終。（人心は危うく、道心は微かであるから、心を凝らし、一途にして、まことに中庸の道を執らねばならぬ。不確かなことばには耳を向けず、意見を徴していない謀は用いてはならぬ。民衆が愛するものは人君ではないか、人君が畏れるものは民衆ではないか、民衆は人君でなくて何を戴くのか、人君は民衆とでなければ誰と国を守るのか。慎まなければならない。汝の保てる位を慎め、そうありたいと願うことを慎んで修めよ。四海が困窮すれば、天の幸いは永久に絶えるであろう。）」とある、舜が禹に位を譲ろうとする際のことばにみえるものであるが、宋代以降、「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」の部分は十六字心伝と呼ばれて、堯舜禹と三代にわた

り継承された修養治道の奥義とされた。『論語』では、それが、「堯曰、『咨、爾舜、天之曆數在爾躬。允執其中。四海困窮、天祿永終。』舜亦以命禹。（堯は仰った、『ああ、汝、舜よ。天の定めは汝の身にこそある。まことに中庸の道を執らねばならぬ。四海が困窮すれば、天の幸いは永久に絶えるであろう。』と。舜もまた同じように禹に命じた。）」とあり、堯が舜に伝えたことばとして見えているが、「人心惟危、道心惟微、惟精惟一」の部分は引かれていない。顧炎武は、そこにこそ孔子の見識が込められていると考えているのである。顧炎武が明学の何に反撥していたのかがよく理解できるであろう。その顧炎武が聖人の道として挙げるのが「博く文に学び」「己を行うに恥あり」の二項であったのはごく自然なことであったと考えられる。また、この二項は、顧炎武の考拠のあり方とも深く関わっている。例えば、『論語』子罕篇にみえる、「我を博むるに文を以てし、我を約するに礼をもってする」という顔淵のことばは、「博学」、「復礼」（あるいは「克己復礼」）と言い換えてもよいものであるが、顧炎武が経史を通して博く学ぶ対象とした古の諸制度というのは、すなわち「礼」の謂いであり、その礼に復そうと考えるのは顧炎武にとって自然の成り行きだからである。また、『論語』との関連でいえば、顧炎武の立場は子夏のそれに近いものであることも指摘できそうである。例えば、文中の「博學而篤志、切問而近思」や「譬諸草木、區以別矣」は子夏の発言として子張篇に見えているものであった。十哲の中では子游とともに文学に長ずるとされ、孔子には、「商、及ばず」と評されたという子夏であるが、ここでその子游との応酬が記されている『論語』子張篇の一節を取りあげよう。

子游曰、子夏之門人小子、當洒掃・應對・進退、則可矣。抑末也、本之則無。如之何。子夏聞之曰曰、噫。言游過矣。君子之道、孰先傳焉。孰後倦焉。譬諸草木、區以別矣。君子之道、焉可誣也。有始有卒者、其惟聖人乎。

（子游がいった、「子夏の門弟の若者たちは掃除、応対、所作については結構だが、それらは瑣末な事である。根本を探してみると何もない。いかがなものだろうか。」と。子夏はそれを耳にすると、「ああ、子游は間違っている。君子の道は、何を先にし

て伝えるとか、何を後回しにして怠るというものではないのだ。譬えるなら、草木を植える際にも区画を分けるではないか。君子の道はごまかしようなどないのだ。最初から最後まで何もかも備わる者は、ただ聖人だけであろうか。」といった。）

武内義雄『中国思想史』は、子游・子夏を形式的客観的な礼至上主義とし、内面的主観的な忠恕至上主義の曾子派に対置させているが、この記述からは、両者にも相応の立場の違いがあったこと、子夏の方がより形式面を重視していたことなどを窺うことが出来るであろう。『日知録』という書名が、「日知其所亡、月無忘其所能、可謂好學也已矣。（日ごとに新しいことを知り、月ごとに失わぬようつとめれば、好学ということができよう。）」という子夏のことばにもとづくものであるのを持ち出すまでもなく、顧炎武が子夏に特に共感を覚えていたのは間違いないだろう。なお、三十二巻本『日知録』巻七には、「有始有卒者其惟聖人乎」と題する短い一条があり、「聖人之道、未有不始於灑掃應對進退者也。故曰約之以禮、又曰知崇禮卑。（聖人の道は、掃除、応対、所作に始まらないものなどない。だから、之を約するに礼を以てす、というのであり、また、知は崇く礼は卑し、ともいうのである。）」とある。

明末の〈心〉偏重に対し、顧炎武は改めて〈形〉を守ることを主張した。それは、身近な事柄から、天下の問題まで、あらゆる事柄についてそのあるべき姿を、歴史に徴して博く学ぶことであり、社会的、文化的規範である礼を極めることであった。このような学問に対する意義づけ、方法論が、『日知録』の考拠のあり方、博引旁証と復古的姿勢となって現れるのであった。

四、まとめ

次に掲げるのは康熙九（一六七〇）年に上梓された八巻本『日知録』の「郡県」条である。

班固『漢書』敘傳：「三代損益降及秦漢、革剗五等、制立郡縣。崔瑗郡太守箴。有嬴驅除焚典紀舊、蕩滅蕃畿。罷侯置守」。蓋自漢以下文人之論、皆謂秦始皇廢封建立郡縣。以余觀之殆不然。『左傳』宣公十二年：鄭伯逆楚子之辭曰：「使改事君夷于九

縣」、註：「楚滅諸小國爲九縣」。成六年；韓獻子曰：「成師以出而敗楚之二縣」、昭公五年；薳啓彊曰：「晉十家九縣、其餘四十縣」、二十八年；「晉分祁氏之田以爲七縣、分羊舌氏之田以爲三縣」。『國語』：「管子制齊三鄕爲縣。縣有寰帥、十縣爲屬、屬有大夫」。『晏子春秋』：「昔我先君桓公予管仲狐與穀其縣十七」。則當春秋之世滅人之國者固已爲縣矣〔原注：按昭二十九年傳：蔡墨言劉累遷于魯縣、則夏后氏已有縣之名。『周禮』小司徒：「四甸爲縣」〕。

『越絶書』：「呉王興九郡之兵而齊大戰于艾陵」。『戰國策』：甘茂曰：「宜陽大縣名曰縣、其實郡也」。則當七國之世而固已有郡矣。西門豹爲鄴令、荀況爲蘭陵令。城渾説楚新城令。魏有安邑令。蘇代曰：「請以三萬戶之都封太守千戶封縣令」。趙受馮亭上黨。亦云千戶封縣令。則六國之未入於秦。而固已先爲太守縣令矣。

安得謂至始皇而始罷侯、置守邪。傳稱禹會諸侯、執玉帛者萬國、至周武王僅千八百國。春秋時見於經傳者百四十餘國。又并而爲十二諸侯又并爲七國。此固其勢之所必至。秦雖欲復古之制、一一而封之、亦有所不能。而謂罷侯置守之始於秦、則儒生不通古今之見也。

秦始皇議封建、實無其本。假使用淳于越之言而行封建。其所封者不過如穰侯・涇陽・華陽・高陵君之屬而已。

豈有建國長世之理。

顧炎武は八巻本上梓後もたえず手を入れて、終生、増補・改訂を怠らなかった〔一二〕。三十二巻本は、顧炎武の死後、十三年を経て、潘耒の手によって、康熙三十四（一六九五）年に出版されたものであるが、八巻本の一四〇条であるのに対し、三十二巻本は一〇二〇条に達している。また、八巻本の一四〇条を、対応する三十二巻本の各条と比較すると、その一四〇条のうち、本文、原注ともに手の加わっていないもの、原注のみに若干の変更のあるものは四十条たらず、その他の百条余りは、本文・注ともにかなりの改変が加えられている。しかしその一方で、両者の要旨、結論にはほとんど揺れは見られない。当たり前といえば当たり前なのだが、四庫提要の顧炎武に対する評価などと

考え合わせると、このことは存外見逃し得ない意味を持つように思われる。「郡県」の条に即して三十二巻本と八巻本を比較してみると、分量はほぼ二倍になっているが、地の文、つまり顧炎武の考証の結論や主張にはほとんど変更はなく、用例の追加、資料の吟味、修辞・行論の工夫などにより、これだけの分量に増えていることに気づくであろう（増補された部分には上掲の三十二巻本に傍線を、異同のある箇所には双方に波線を引いてる。なお本箇所については所謂原抄本『日知録』は三十二巻本と一致している）。これは、もちろん考拠の精度を高めるためのものであるわけだが、そこには、顧炎武の学問自体の中に、次第に経世致用から離れて、考拠の中に沈潜し、考拠のための考拠へとむかっていく契機が内在していたこと、そしてそれは、博学であること、実証的であることをめざす顧炎武の考拠が当初からかかえていた必然であったということに気づかされるのである。八巻本から三十二巻本への増補は、考拠の対象の広がりと深まりを示すとともに、（顧炎武の意識とは裏腹に）その経世的意義を希釈する作用を及ぼしたともいえよう。この点については、増井経夫の次のような発言が参考になるであろう。

かれが触れている史書は、正史、左伝、通鑑、漢紀ぐらいで、これらには精通していたであろうが、新たな手法を発見する手がかりは乏しかった。限られた資料から縦横に課題を拾って開陳すれば、その力量が過大に見えるのは当然で、もともと考証学とはそのような傾向があって、今日でも同様である。

『日知録』の最後の項目を挙げておこう。「雌雄牝牡」と題して

「飛ぶものを雌雄と曰い、走るものを牝牡と曰う。雉鳴いてその牡を求むと詩経にあるのを不倫の刺りとしているのもそれである。しかしまた一ならざる者あり、周礼の疏に詩を引いて、雄狐綏綏とあって走るものもまた雄と曰い、書経に牝雞は晨するなしとあり飛ぶものもまた牝と曰う。今経伝の文を按ずるに此れらに止らず、詩の如きは爾の牧、来たれる、以て薪し以て蒸し、以て雌、以て雄すと。左伝に千乗は三去す、三去の余はその雄狐を獲んと。荘子に猿偏狙を以て雌と為すと。焦氏の易林に雄犬夜鳴き、

雄熊後に在りと。晋書五行志に呉郡婁県の人家、地中に犬子の声有ると聞き、之を掘って雌雄各々一を得たりと。木蘭詩に雄兎の脚は朔を撲ち、雌兎の眼は離に迷うと。皆走るものにして雌雄を称せるなり。爾雅に鶉鶉、その雄は鶛、牝は痹なりと。山海経に帯山に鳥有り、其状烏の如し五采にして赤文、名づけて鵸鵌と曰う。是れ自ら牝牡と為す。陽山に鳥有り、其状雌雉の如し、五采以て文し是れ自ら牝牡を為す、名づけて象蛇と曰う、則ち飛ぶものにして牝牡を称せるなり」

まだまだつづくのである。龍にも蟲にも介蟲にも虹にも干支にも金にも符契にも箭にも雌雄があり、草木、車箱、管鑰、鑰器、瓦、五臓、歯牙、病、星、五行、銅、北斗も然りという。その延び方を注目するがよい。

『中国の歴史書』（刀水書房、一九八四年）

以上をまとめると、顧炎武は、明末の学風を、空疎不学・空疎無用なものとして批判的に受け止め、経世致用のための実学を標榜した。それは、本来、現実社会への関心のもと、経史を渉猟することで、諸制度の源流・沿革を明らかにし、そこで得られた知見を政治の場に活かそうと企図するものであった。しかし、その一方でその古に鑑みるという姿勢から、正名・復礼といった復古的色調をともなうこととなった。また、顧炎武の学問の特徴である、博学かつ実証主義的な手法は、必然的に対象の拡大や精度の向上を目指すものとなるため、実学を志向した顧炎武の学問の中には、当初から、考拠のための考拠へと向かう傾向が胚胎されていたのであった。『論語』には、子夏自身のものとして、「雖小道、必有可観者焉。致遠恐泥、是以君子不爲也。（どんなに些細な事柄であっても、きっとそこには観るべきものがある。しかし、遠くを目指そうとするならそれが引っかかりになる恐れがある。そのため君子は小道にはつかないのである。）」（子張篇）ということばが見えており、また、その子夏は孔子に、「女爲君子儒、無爲小人儒。（お前は君子の儒を目指せ、小人の儒とはなるな。）」（雍也篇）と戒められたという。いずれも顧炎武の考証のあり方に重なるものである。

このような顧炎武の学問のあり方には、明清の鼎革

を契機とする経世意識や民族主義的傾向の高まり、また、（経世を強烈に意識しつつも現実には傍観者たらざるを得ない）明の遺臣としての立場も複雑に影響しているもののように思える。また、王朝交代にともなう思潮の推移という観点からは、「内面から外面へ」、あるいは「心・性から体・礼へ（《もちまえ》よりも文化・教育の重視）」、といった流れの中で捉える事ができそうでもあるし、雑多な現象を整理し、類型や法則を抽出しようとする姿勢、体例や枠組みといったある種の規範への指向を指摘できそうでもある。また、後世への影響という点では、資料主義や主観の排除、さらには考拠のための考拠へと流れていく萌芽も垣間見えていた[一三]。それらの問題についての考察は今後の課題としたい。

注

一　本稿が参照した顧炎武についての先行研究は以下の通り。

・清水茂『顧炎武集』（中国文明選七、朝日新聞社、一九七四年）
・山井湧『明清思想史の研究』（東京大学出版会、一九八〇年）
・増淵龍夫『歴史家の同時代史的考察について』（岩波書店、一九八三年）
・近藤光男『清朝考証学の研究』（研文出版、一九八七年）
・溝口雄三『方法としての中国』（東京大学出版会、一九八九年）
・井上進『顧炎武』（中国歴史人物選十、白帝社、一九九四年）
・濱口富士雄『清代考拠学の思想史的研究』（国書刊行会、一九九五年）
・溝口雄三等編『中国という視座』（平凡社、一九九五年）
・木下鉄矢『「清朝考証学」とその時代』（創文社、一九九六年）
・周可真『顧炎武年譜』（蘇州大学出版社、一九九八年）
・周可真『顧炎武哲学思想研究』（当代中国出版社、一九九九年）
・伊東貴之『思想としての中国近世』（東京大学出版会、二〇〇五年）
・周可真『明清之際新仁学―顧炎武思想研究』（中国大百科全書出版社、二〇〇六年）

また、本稿がよったテキストは以下の通り。

・『顧亭林詩文集』（中華書局、一九七六年）
・『顧亭林先生年譜三種』（北京図書館出版社、一九九七年）
・『日知録集釈』（上海古籍出版社、一九八五年）
・『原抄本日知録』（明倫出版社、一九五八年）

二　前掲山井書参照。

三 このほかにも、「与人書三」には「孔子之刪述六經、即伊尹・太公救民於水火之心、而今之注蟲魚、命草木者、皆不足以語此也。故曰『載之空言、不如見諸行事』。夫春秋之作、言焉而已、而謂之行事者、天下後世用以治人之書、將欲謂之空言而不可也。愚不揣有見於此、故凡文之不關於六經之指・當世之務者、一切不爲。」（巻四）とあり、「與楊雪臣」には、『日知録』の著述意図につき、「意在掇亂滌汚、法古用夏、啓多聞于來學、待一治于后王。」（巻六）とある。

四 『四庫全書総目提要』子部雑家類には、雑学、雑考、雑説、雑品、雑纂、雑編の六つの属が立てられている。雑考には、『白虎通』、『独断』をはじめ、『容斎随筆』など五十七種を収め、子目の序には、「其説大抵兼論経史子集、不可限以一類、是真出於議官之雑家也（班固謂雑家者。流出於議官）。今彙而編之、命曰雑考。」という。

五 『左伝杜解補正』の提要においても、「博極羣書、精於考證。國初稱學有根柢者以炎武爲最。」と評している。

六 顧炎武の弟子であった潘耒（一六四六～一七〇八）が、顧炎武の死後、康熙三十四（一六九五）年に三十二巻本『日知録』を編集・出版した際、自ら記した序には次のようにある。

有通儒之學、有俗儒之學。學者將以明體適用也、綜貫百家、上下千載、詳考其得失之故、而斷之於心、筆之於書。朝章・國典・民風・土俗、元元本本、無不洞悉、其術足以匡時、其言足以救世、是謂通儒之學。若夫雕琢辭章、綴輯故實、或高談而不根、或勦説而無當、淺深不同、同為俗學而已矣。……

崑山顧寧人先生、生長世族、少負絶異之資、潜心古學、九經諸史略能背誦、尤留心當世之故、實録奏報手自抄節經世要務、一一講求。當明末年、奮欲有所自樹、而迄不得試、窮約以老。然憂天憫人之志、未嘗少衰、事關民生國命者必窮源溯本、討論其所以然。足跡半天下、所至交其賢豪・長者、考其山川風俗・疾苦利病、如指諸掌。精力絶人、無他嗜好、自少至老、未嘗一日廢書、出必載書數簏自隨。旅店少休、披尋搜討、曾無倦色。有一疑義、反覆參考、必歸於至當。有一獨見、援古証今、必暢其説而後止。當代文人才士甚多、然語學問、必斂衽推顧先生。凡制度・典禮有不能明者、必質諸先生。墜文軼事有不知者、必徵諸先生。先生手書口誦、探源竟委、人人各得其意去。天下無賢不肖、皆知先生為通儒也。

先生著書不一種、此『日知録』則其稽古有得、隨時箚記、久而類次成書者。凡經義・史學・官方・吏治・財

賦・典禮・輿地・藝文之屬、一一疏通其源流、考正其謬誤。至於歎禮教之衰遲、傷風俗之頽敗、則古稱先、規切時弊、尤為深切著明、學博而識精、理到而辭達。是書也、意惟宋元名儒能為之、明三百年來殆未有也。……

嗚呼、先生非一世之人、此書非一世之書也。……立言不為一時、録中固已言之矣。異日有整民物之責者、讀是書而憬然覺悟、採用其説、見諸施行於世道人心實非小補。如第以考據之精詳、文辭之博辨、歎服而稱述焉、則非先生所以著此書之意也。

ここで、潘耒は、通儒の学を「体を明らかにし用に適うよう、百家を総貫、千載を上下して、詳しくその得失を考究し、ひろく諸制度・風俗についてその源流・沿革を明らかにし、その知見によって、時を正し、世を救うもの」とし、まさに顧炎武がそうであったと称揚している。潘耒はまた顧炎武の学問について、「朝章・國典・民風・土俗、元を元とし本を本とし、洞悉せざるなし」、「凡そ經義・史學・官方・吏治・財賦・典禮・輿地・藝文の屬、一一其の源流を疏通し、其の謬誤を考正す」と概括した上で、「もしただ考拠の精確、詳細さ、文辞の博識、明辨さをもって歎服し称述するのであれば、先生が本書を著した本旨ではない。」と結んでいる。これは、経世致用こそ学問の目的とする師の意図をよく汲んだものであるといえるだろう。しかし、それとともに、このような発言からは、当時すでに、考拠の精詳や文辞の博辨という点のみから顧炎武の学問を評価する傾向があったことを想像させるものでもある。

七　王国維「顧亭林文集跋」（『観堂別集』巻三）において、康熙己未十八年の作である春雨詩に「平生好修辞、著集逾十巻」とあるのによって、文集、詩集各五巻は、顧炎武自ら編定したものであり、第六巻は潘耒によって増輯されたものと述べている。

八　封建・郡県論は、秦始皇の下命による王綰・李斯等による議論を契機として、魏晋期には、曹冏が「六代論」を、陸機が「五等諸侯論」を著し、唐代には、太宗・魏徴らによる封建是非論がおこり、柳宗元は「封建論」を残している。宋代には、劉敞「封建論」、蘇軾「論封建」などがある。また、明末清初の封建・郡県論として以下のようなものをあげることが出来る。

黄宗羲（一六一〇～一六九五）　封建制の並立的復活を主張
王夫之（一六一九～一六九二）　封建制への復古否定
呂留良（一六二九～一六八三）　郡県制の全面的回帰

九 顧炎武の郡県論を扱った論考には以下のようなものがある。
・藤原定「清代における封建思想と封建制の残存」（『満鉄調査月報』二〇－四、一九四〇年）
・後藤基巳『明清思想とキリスト教』（研文出版、一九七九年）
・増淵龍夫『歴史家の同時代的考察について』（岩波書店、一九八三年）
・溝口雄三「中国における「封建」と近代」（『方法としての中国』、東京大学出版会、一九八九年）
・大谷敏夫『清代政治思想史研究』（汲古書院、一九九一年）
・林文孝「顧炎武郡県論の位置」（張翔・園田英弘編『「封建」・「郡県」再考』、思文閣出版、二〇〇六年）

一〇 本箇所の「一貫」については、参考諸書は、いずれも、「『多く学んで識る』ことをせずに『一貫』の方を求め」のように解しているが、前掲濱口書に示唆に富む考察、指摘があり、「心学は『多く学んで識り、そして一貫を追求する道を捨てる』と解釈するのが妥当であろう」とする。本箇所は、『論語』衛霊公篇の、子貢に対し、「女は予を以て多く学んで之を識る者と為すか」とたずねた孔子に、子貢が、「然り、非なるか」とこたえると、孔子は、「非なり。予は一以て之を貫く。」とこたえたという一節に由来する。『論語』の文脈ならびに顧炎武の「根柢」や音韻学への志向などを考慮にいれて濱口説に従う。

一一 関連する『論語』各章は以下の通り。
・子罕言利與命與仁。（子罕）
・子貢曰、夫子之文章、可得而聞也；夫子之言性與天道、不可得而聞也。（公冶長）
・子貢問曰、何如斯可謂之士矣。子曰、行己有恥、使於四方、不辱君命、可謂士矣。（子路）
・子曰、我非生而知之者、好古、敏以求之者也。（述而）
・允執其中。四海困窮、天祿永終。（堯曰）
・子曰、莫我知也夫。子貢曰、何爲其莫知子也。子曰、不怨天、不尤人、下學而上達。知我者其天乎。（憲問）
・顔淵喟然歎曰、仰之彌高、鑽之彌堅、瞻之在前、忽焉在後。夫子循循然善誘人、博我以文、約我以禮。欲罷不能。既竭吾才、如有所立卓爾。雖欲從之、末由也已。（子罕）
・哀公問弟子孰爲好學。孔子對曰、有顔回者好學、不遷怒、不貳過。（雍也）
・子夏曰、博學而篤志、切問而近思、仁在其中矣。（子張）
・子游曰、子夏之門人小子、當洒掃・應對・進退、則可矣。抑末也、本之則無。如之何。子夏聞之曰曰、噫。言游過矣。

君子之道、孰先傳焉。孰後倦焉。譬諸草木、區以別矣。君子之道、焉可誣也。有始有卒者、其惟聖人乎。（子張）

・子曰、君子博學於文、約之以禮、亦可以弗畔矣夫。（雍也）

二二「与潘次耕書」（『亭林文集』巻四）に、「『日知録』再待十年、如不及年、則臨終絶筆爲定、彼時自有受之者、而非可豫期也。」とある。

二三例えば、その影響は、恵棟『九経古義』に「夫子言『述而不作』、信哉。『鄉黨』一書、半是禮經、『堯曰』數章全書訓典論君臣。……聖人豈空作耶但經傳散佚不能一一舉之。」などとあるのにも窺えるようにおもう。